

○ 財務省告示第二十六号  
令和元年五月二十日第五条第十一項の規則  
に施行する。政府短期証券の規定に基づき、令和元年五月二十日より告示する。  
國庫短期証券（第八百三十三回）

件元令  
令等を次のとおり告示する。  
國庫短期財務大臣 麻生太郎

の法律発行の名称及び記述

の法律発行の名称及び記述

の法律発行の名称及び記述

四

三

二 一

發行方法の適用

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用平、第十項、第に金号法る参て札發によ振替法一六、第二項、第二十九法（昭和二十二年）  
も加、と行による發行株式等の振替法（昭和二十二年）  
の者財同一といふ。へ格競争は受けけるも日本銀行の法律第十七年  
にご務時によと大にう（以入札わす）。競争して行とし。の規

行募各れ及へ限國るび価とれる。その規定

下額市札格競い入の法

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最 扱		發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 の	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の	
五 万 円	万 七 五 三 七 千 万 兆 千 二 四 五 五 百 千 千 百 七 百 七 円 十 五 百 七 十 三 億 円 十 七 七 千 億 七 九 百 千 十 七 七 十	額 億 額 面 三 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 七 三 千 兆 二 五 百 千 七 七 百 七 五 百 二 十 四	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九							
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 期 限	償 入 期 發	行 ・ 札 競	非 別 格 I	者 債 第 加	特 債 參 場	国 債 市 場	入 札 發 競	価 格 價 格	発 行 競 格	振 替 單 位
令 和 元 年 五 月 二 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 つ 。 そ が き の 百 円	額 面 金 額 と 、 、 し る と 、 、 の 銀 銀 業 業 日 日	償 還 期 限 償 還 期 發 競 I	當 た だ し 、 月 月 、 、 、 日 行 休 業 日 に	令 和 大 臣 行 額 百 円 に う 、 つ 。 そ が き の 百 円 に そ れ つ ぞ き 百 円 業 業 日 に	格 ・ 札 札 格 札 競 競 I 加 場 場 競 格	た 和 金 札 格 第 參 競 I 加 場 競 格	令 一面 毛 額 百 円 に つ き 百 円 業 日 に	す る 。 又 上 の そ れ ぞ れ 百 円 応 募 八	額 五 毛 以 百 の そ れ ぞ ぞ 百 の 三 錢 六	の 記 載 法 年 数 又 五 月 二 十 日 、 る 最 低 も の 面 と	振 替 單 位	

厘額格厘額令す額の振  
 和面五面和るの記替  
 元毛金毛金元。整載法  
 年額以額年数又の  
 五百上五百倍は規  
 月円の円五月の記定  
 二にそニ二十金録に  
 十れつ十額はよ  
 日ぞき日に、る  
 受百れ百よ最振  
 け円の円る低替  
 た業三も額口  
 者業募錢の面座  
 に日錢六と金簿